

【高齢者はり、きゅう、マッサージ等施設利用券について】

利用者から回収し、下図のとおり必要事項①②を記載の上、請求書に添付してください。

「添付した利用券の枚数×1,000円」が請求額となります。

《表面》

成田市高齢者はり、きゅう、 マッサージ等施設利用券		
令和 ■ 年度		
利用者	住所	
	氏名	生
① 開設者	住所	成田市花崎町760番地
	氏名	成田 太郎
施術の種類	はり・きゅう・マッサージ等（1枚1回有効）	
② 施術年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	
有効期限	令和 ■ 年 3月31日	
※ 裏面の注意書をよくお読みください。		

指定書(請求書)記載の開設者と同一。ゴム印可

《裏面(参考)》

利用者に対する注意事項を記載しています。

《利用者の方へ》

この券は、成田市高齢者はり、きゅう、マッサージ等施設の利用に関する規則により交付するものです。利用の際には次のことを守って使用してください。

1. 施術1回につき、使用できる券は1枚です。
2. この券1枚につき、施術料金から1,000円を差し引いた額を支払ってください。
3. この券は、本人以外は使用できません。
4. この券は、1人1ヵ月当たり2枚を、申請月から当該年度末までの月分を交付し、再交付はしません。
5. この券は、保険適用及び生活保護法の適用により施術を受ける場合は利用できません。
6. この券は、市が指定した施術所以外では使用できません。
7. 市内に住所を有しなくなったときは、この券を直ちに市へ返却してください。

《施術所の方へ》

1. 回収した券は、毎月10日までに請求書に添付して高齢者福祉課へ提出してください。
2. 開設者住所、氏名、施術年月日は必ず記載してください。
3. 施術者がこの券を利用する場合は、所属する施術所以外で使用してください。